

施策の大綱

1 地球と共生する快適環境のまち

(1) 環境施策の総合的推進

水と緑輝く豊かな自然がいきづくまちとして、また環境を重視した新しいまちづくりを進めるまちとして、「環境先進地・東温」の確立とそのレベルアップを進めます。

このため、新エネルギー・ビギン等の計画に基づき、また環境基本条例や地域環境基本計画（環境基本計画）等の新たな指針づくりのもと、積極的な取り組みを推進します。

自然環境の保全をはじめ、水質汚濁など公害の防止から地球温暖化の防止まであらゆる環境問題への対応、バイオマスエネルギーなど新エネルギーの導入、省エネルギーの促進、エコ・キッズの活動支援など幼児期からの環境教育の推進、市民の環境にやさしいライフスタイルの定着など、多面的なエネルギー・環境関連施策を市民及び事業者との協働のもとに総合的、計画的に推進します。

(2) 公園・緑地・水辺の整備

市民のいこいの場、スポーツや交流の場、子どもの遊び場の確保と防災機能の向上に向け、緑の基本計画の策定のもと、歩いて行ける身近な公園の整備や既存公園のリニューアル、河川周辺等を活用した特色ある親水・親緑空間の整備を進めるとともに、地域住民による公園・緑地等の管理を促進します。

また、市民との協働のもと、全市的な緑化運動、花づくり運動を展開し、緑あふれる快適な環境づくりを進めます。

(3) 上水道等の整備

快適で健康な市民生活に不可欠な安全・安心な水の安定供給を図るため、施設の老朽化や下水道整備等に伴う水需要増大への対応、災害時への対応等を見据え、安定的な水源の確保に努めながら、簡易水道の統合による上水道事業を計画的に推進するとともに、水道事業の健全運営に努めます。



(4)下水道等の整備

豊かな自然環境を保全し、快適な居住環境を確保するため、公共下水道事業を計画的に推進するとともに、農業集落排水施設の適正管理、合併処理浄化槽の設置促進を図り、市全域における生活排水処理施設の整備を進めます。

また、循環型のまちづくりの一環として、下水処理水や下水道汚泥の有効活用に努めます。

(5)ごみ処理等環境衛生対策の充実

循環型のゼロエミッション（廃棄物ゼロ）社会の形成を目指し、クリーンセンターやリサイクルセンターの適切な維持管理など、ごみ処理・リサイクル体制の充実のもと、市民への啓発活動を推進しながら、ごみ分別の徹底や生ごみの堆肥化、3R運動（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生使用）の促進、不法投棄の防止に努めるとともに、松山衛生事務組合による広域的なし尿処理体制の充実に努めます。

また、市営墓地及び火葬場の適正管理に努めます。

(6)消防・防災体制の充実

東南海・南海地震の発生確率や重信断層・川上断層の存在、台風や豪雨による過去の災害発生状況を十分に踏まえ、あらゆる災害に強い安全・安心なまちづくりを総合的に進めます。

このため、危機管理部門の充実など安全・安心のまちづくりに向けた府内体制の整備のもと、消防団（水防団）の活性化をはじめ、東温市消防署による常備消防・救急体制の充実、消防施設の計画的更新を図るとともに、地域防災計画等の指針を適宜見直しながら、市民の防災意識の高揚や自主防災組織の育成、防災施設の整備充実、避難路・避難場所の周知徹底、防災無線の統合による緊急時の情報通信体制の充実等を図ります。

また、水害や山地災害を未然に防ぐため、関係機関との連携のもと、自然との共生に配慮しながら、河川の改修や急傾斜地の崩壊防止など治山・治水対策を進めます。

さらに、世界各地でテロや有事が多発する中、武力攻撃等の緊急事態に対処するため、国民保護計画の策定のもと、これに基づく施策を計画的に推進します。

(7)交通安全・防犯体制の充実

交通事故が依然として減少せず、交通安全対策に対する市民の関心が高まる中、交通事故のないまちを目指し、交通安全計画に基づき、警察や関係団体等と連携しながら交通安全教育・啓発活動を推進し、市民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備を進めます。

また、全国的に凶悪犯罪が多発し、犯罪に対する安全性の確保が重視される中、警察や関係団体等と連携しながら啓発活動を推進し、市民の防犯意識の高揚や自主的な地域安全活動の促進に努めるとともに、防犯灯の設置を促進します。

(8)消費者対策の充実

インターネットによる有料サイトの架空請求や振り込め詐欺等の悪質商法による被害が年々増加し、またその内容も複雑・多様化する中、県消費生活センターとの連携のもと、消費者教育・啓発の推進や消費生活情報の提供、消費者相談の充実を図り、消費者トラブルを未然に防ぎ、自立する消費者の育成に努めます。



■消防出初式 一斉放水



2 みんなが元気になる健康福祉のまち

(1)生涯健康づくりの推進

ヘルスプロモーション（人々が自らの健康をコントロールし、改善できるようにするプロセス）の理念に基づき、市民一人ひとりが健康寿命（健康で生活できる期間）を伸ばし、生涯にわたって健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

このため、健康増進計画の策定及び保健・福祉の総合的な拠点施設の整備、愛媛大学医学部・東温市医師会・東温市歯科医師会等関係機関との連携強化を進めるとともに、市民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進、子どもが健やかに生まれ、育成される社会づくりに向けた母子保健事業の充実、生活習慣病予防・介護予防を柱とした老成人保健事業の充実、精神保健の推進、難病・感染症対策の推進など、人生の各期に応じたきめ細かな保健サービスの提供に努めます。

また、疾病の早期発見、治療、リハビリテーション等に至る一貫した医療サービスに対するニーズの高まりや救急医療ニーズに応えられるよう、充実した医療環境を生かし、地域医療体制の充実を進めます。

(2)地域福祉体制づくりの推進

少子高齢化が急速に進行する中で、子どもも高齢者も障害者も、だれもが住み慣れた地域の中で支えあいながら健康でいきいきと暮らせるよう、福祉教育や啓発活動を推進し、市民の福祉意識の高揚に努めるとともに、社会福祉協議会や民生児童委員、各種福祉団体の福祉活動を育成・支援していきます。

特に、社会福祉協議会等と連携し、福祉ボランティアの育成及びネットワーク化、身近な地域を単位とした福祉ネットワークの形成を進めます。

(3)高齢者施策の充実

平成27年（2015年）の超高齢社会の到来を見通した総合的な取り組みが緊急課題となっています。そこで、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が介護が必要な状態にならないよう、介護予防及び生活支援、生きがいづくり等のための各種保健福祉サービスの充実を図ります。また、要介護・要支援の高齢者に対し、民間事業者等多様な主体と連携しながら、各種介護保険対象サービスの充実に努めます。

さらに、改正介護保険法による新しいサービスとして、地域支援事業を実施します。特に、包括支援事業として総合相談体制整備のため地域包括支援センターを設置し、成年後見制度、高齢者虐待などを含めた相談体制の強化を図ります。

また、地域密着型サービスなど、拠点となる介護施設整備を進めます。

(4)障害者施策の充実

すべての障害者が地域社会の一員として自立し、元気に暮らせるよう、障害者自立支援法の制定や各種制度の改正を踏まえ、施設の充実に努めます。さらに新たな障害者計画（障害者基本計画・障害福祉計画）の策定のもと、ノーマライゼーション（だれもが等しく普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方）の理念の一層の浸透を図ります。

また、総合的な相談・情報提供体制の整備や障害者を対象とした各種サービスの充実、愛媛県こども療育センター（仮称）など障害者関連施設との連携・活用、就労機会の拡大や社会参画の促進に向けた施策の推進に努めます。

また、障害者や高齢者等の安全・安心な生活環境づくりのため、バリアフリー（あらゆる障壁を取り除くこと）、ユニバーサル・デザイン（すべての人が使いやすい施設や建物のデザイン）のまちづくりを進めます。

(5)子育て支援の充実

子どもの数が減少しつつあり、全市的な視点に立った少子化対策が大きな課題となっている中、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に向けた取り組みを積極的に進めます。

このため、次世代育成支援地域行動計画に基づき、学童クラブの充実や子育て支援センターの増設、保育サービスの充実、保育所と幼稚園施設の共有化、子育て支援のネットワークづくり、児童館の整備など、地域における多様な子育て支援の取り組みを進めます。

また、母性と乳幼児等の健康の確保・増進に向けた施策の展開、次世代の親の育成をはじめとする教育環境の整備、公営住宅や道路・交通環境の整備など子育てを支援する生活環境の整備、職業生活と家庭生活との両立に向けた環境整備、交通事故や犯罪等からの安全の確保、さらには児童虐待、ひとり親家庭、障害児など要保護児童への対応など、多面的な施策を総合的、計画的に推進します。



(6)社会保障の充実

生活困窮世帯の経済的自立と生活意欲の向上を促すため、関係機関との連携のもと、相談・指導の充実及び生活保護制度の適正な運用を図ります。

また、極めて厳しい財政状況にある国民健康保険事業の健全化に向け、保健事業の推進や医療費適正化対策に努めます。

さらに、国民年金制度に関する広報・啓発活動や相談の充実に努め、制度についての正しい理解の浸透、未加入者の加入促進に努めます。



■いわがらこども館（児童館）

3 心豊かに学びあう文化創造のまち

(1)生涯学習社会の確立

市民一人ひとりが生涯にわたって自ら進んで学び、充実した人生を送るとともに、その成果を本市のまちづくりに生かすことができるよう、まちづくりの一環としての総合的な学習環境の整備を図り、生涯学習社会の確立を進めます。

このため、全市的な生涯学習推進体制の整備のもと、中央公民館や川内公民館、分館などの整備充実、図書館の整備充実・機能強化、人材バンクの充実等を進め、生涯学習の基盤整備を図るとともに、各世代の学習ニーズや本市の特性に即した特色ある学習プログラムの整備、各種団体の自主活動の支援等に努めます。

(2)学校教育の充実

子どもたちに、生きる力や豊かな心を育み、次代の本市を担う人材として成長させることができるように、幼保一元化の検討を進めながら幼児教育機能の充実に努めるとともに、義務教育においては、基礎・基本の確実な習得をはじめ、本市の特性や地域の人材等を生かした特色ある教育・特色ある学校づくり、環境問題や高度情報化、国際化、福祉等の課題に対応した教育の充実など、生きる力の育成を重視した教育活動の充実に努めます。

また、老朽化への対応や耐震化、安全管理の充実、情報化への対応等に向け、学校施設・設備の整備を計画的に推進するとともに、不登校やいじめなど心の問題への対応、特別支援教育の充実、家庭や地域との連携強化、給食センターの統合整備や「地産地消」・「食育」の視点に立った学校給食の充実、教職員の資質・能力の向上、さらには県立学校等との児童・生徒の交流推進など、総合的な教育環境の向上に努めます。

(3)青少年の健全育成

青少年を取り巻く環境が急速に変化し、全国的に青少年をめぐる様々な問題が表面化する中、次代を担う青少年が健全に育成されるよう、青少年問題協議会の充実のもと、青少年補導センターを拠点に、環境浄化活動や非行防止活動など健全な社会環境づくりに向けた活動を推進するとともに、青少年の居場所づくり、青少年の体験・交流活動やボランティア活動などへの参画促進に努めます。



(4)芸術・文化の振興

これまで育んできた地域文化の継承と東温市らしい個性あふれる文化の創造に向け、各種芸術・文化団体の育成・支援に努めるとともに、指導者の育成・確保、多様な芸術・文化の鑑賞機会や発表機会の充実に努め、市民主体の芸術・文化活動の活発化を促します。

また、有形無形の貴重な文化遺産の調査や保存・活用を進めるとともに、新たな保存・展示施設の整備を図り、市内外の多くの人々が本市の歴史や文化にふれあえる場や機会の充実に努めます。

(5)生涯スポーツの振興

市民の健康・体力づくりへの関心が高まる中、すべての市民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動や健康づくり活動を行うことができる環境づくりに向け、スポーツ振興基本計画の策定のもと、ツインドーム重信や総合公園、川内体育センターをはじめとする既存スポーツ施設の整備充実及び有効活用を進めます。

また、体育協会をはじめ各種スポーツ団体・クラブの育成や「総合型地域スポーツクラブ」（地域住民が主体となって運営し、だれもが気軽に多様なスポーツ活動を行うことができるスポーツ団体）の育成、指導者の育成・確保、スポーツ教室やスポーツ大会の充実など、スポーツ活動の場と機会の充実に努めます。

(6)国際化への対応と多様な交流活動の促進

地球規模でボーダレス化（境界がなくなること）が進み、国際化が一層進展する中、国際交流事業の充実や姉妹・友好都市提携等の検討・推進に努めるとともに、国際交流団体の育成・支援を通じて市民主体の国際交流活動を促進します。

また、各種刊行物や案内板等の外国語併記や窓口対応の充実をはじめ、様々な分野で外国人が暮らしやすく行動しやすい国際化時代にふさわしい開かれたまちづくりを進めます。

さらに、本市の特性や資源を活用し、国内の自治体等との交流活動を展開し、市の活性化につなげていきます。

4 創造性と活力に満ちた元気産業のまち

(1) 農業の振興

生産者、農業関係機関・団体、行政が共通の認識と目標のもとに連携を強化し、優良農地の保全及び有効活用、遊休・荒廃農地の防止、農道やほ場、用排水施設の整備等による農業生産基盤の一層の充実を進めながら、担い手の育成・確保や集落営農の促進、農業経営の法人化の促進等による経営体制の再編強化に努めるとともに、農産物の生産性の向上及び高品質化、地域特産品の導入・産地化、農産物加工体制の充実、これらを通じた「東温ブランド」の開発と全国に発信する「地産智商」運動を促進します。

また、減農薬・減化学肥料栽培や農業関連廃棄物の適正処理・リサイクル、バイオマスの利活用など食の安全と環境に配慮した環境保全型農業の促進に努めるとともに、「地産地消」の視点に立った農産物等の直売施設の整備や学校給食との連携、グリーン・ツーリズム（農山村における滞在型の余暇活動）や農業・農村体験、市民農園などによる都市と農村との交流の促進を図り、安全・安心な食料供給基地としての自立した農業・農村の実現と農業の持つ多面的な機能の保全・活用に努めます。

(2) 林業の振興

市域の7割以上を占める森林が将来にわたって適正に整備・管理されるよう、林道網の整備を進めながら、森林組合を中心とした合理的な体制整備のもと、計画的な造林・保育等の森林施業を促していくとともに、間伐材の有効利用を促進します。

また、国土の保全や水源のかん養、地球環境の保全など森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、市民との協働のもと、森林・里山の保全及び育成に努めるほか、環境教育やレクリエーション、いこいの場として活用していきます。

(3) 商業の振興

人々が集うにぎわいの場の再生と創造を目指し、市民及び事業者との協働のもと、市街地整備や景観形成など基盤整備と連動した既存商店街の環境・景観整備を進めます。

また、商業振興の中核的役割を担う商工会等関係団体の育成強化に努めるとともに、これらと連携しながら、経営体质の強化や後継者の育成、地元商店街ならではの地域に密着したサービスの展開等を促進します。



(4) 工業の振興

地域経済の一層の発展と雇用機会の拡充、研究・開発機能の強化に向け、最先端の技術や人材を導入する「頭脳誘致」の視点に立ち、工業用地の確保・造成のもと、企業誘致活動を積極的に展開し、優良企業や試験研究機関等の立地促進に努めます。

また、商工会等関係団体と連携し、既存企業の体质強化・高度化を支援していくとともに、産学官の連携やブランド開発のための組織・戦略づくりなど産業支援・研究開発体制の整備を図り、起業化や新産業の創出を促進します。

(5) 観光・レクリエーションの振興

自然志向・健康志向の高まりや「いやし」を求めるニーズの増大等も踏まえ、「一日ゆっくりと観光・散策ができるまち」を目指し、山間部の豊かな森林や水辺空間を生かした観光・交流基盤の整備充実、温泉施設「ふるさと交流館さくらの湯」の活用に努めるとともに、民間の温浴施設や劇場、スポーツ施設等の活用、観光ルートの開発や公共交通網の充実促進、農林業をはじめとする他産業との連携、修学旅行の誘致、イベントや祭りの充実、観光PR活動の強化、観光サポーター（仮称）の育成など、多面的な取り組みを推進します。

(6) 雇用・勤労者福祉の充実

雇用環境が依然として厳しい状況にある中、各種産業振興施策を一体的に推進し、雇用機会の確保・拡充に努めるとともに、ハローワーク等関係機関との連携のもと、雇用相談や情報の提供により、若年労働者の地元就職及びU・J・Iターンの促進、高齢者・女性等の雇用促進に努めます。

また、事業所への啓発等を通じて労働条件の向上や働きやすい環境づくりを促進するほか、勤労者福利厚生機能の充実に努め、すべての就業者が健康で快適に就業できる環境づくりを進めます。

5 自然と調和する快適な都市基盤のまち

(1) 調和のとれた土地利用の推進

豊かな自然環境と都市的環境とが調和した市の均衡ある発展を図るため、長期的・広域的な開発動向や市民ニーズの動向、時代変化等を展望し、総合的な土地利用計画である国土利用計画（東温市計画）の策定、都市計画や農業振興地域整備計画等の土地利用関連計画の総合調整を図るとともに、これら関連計画や関連法、条例等についての周知に努め、適正な土地利用への誘導を図ります。

また、土地の適正かつ有効な利用を図るため、地籍調査事業の早期完了に努めるとともに、G I S（地理情報システム）の構築を図り、成果の活用に努めます。

(2) 魅力ある市街地の整備

人々が集まり、安全・安心・快適な居住環境と産業や文化の集積を生み出す魅力ある市街地環境の創造に向け、長期的な都市づくりの方向性を定めた都市計画マスターplanに基づき、市民及び事業者、行政が一体となった都市づくり体制の整備のもと、土地区画整理事業等の地区特性に応じた市民参画の整備手法により、既成市街地の良好な居住環境の保全と一層の環境向上、新たな市街地の形成誘導を進めます。

(3) 景観の形成

うるおいのある生活環境の創造や個性的で活力のある地域の実現に向け、本市の景観づくりの指針となる景観計画の策定のもと、市民及び事業者と協働しながら、川内地区の旧街道における歴史的街並みの再生をはじめ、棚田の保全・利活用、新市街地の質の高い都市空間の形成など、景観整備を進めます。

(4) 住宅・宅地の整備

住宅ニーズへの対応と安全・安心・快適な住まいづくり、市の均衡ある発展に向け、居住系市街地の形成誘導や土地開発公社等と連携した住宅団地の整備を図り、良好な環境の住宅地の形成を進めます。

また、市営住宅については、市営住宅ストック総合活用計画に基づき、高齢者や障害者



が安全で安心して暮らせる住まいづくり、若年層の定住を促進する住まいづくり、総合的な居住環境の向上といった視点に立ち、老朽化住宅の建て替え・改善等に努めます。

(5)道路・交通網の整備

広域的アクセスの一層の向上と市全体の発展の可能性の拡大に向け、国道494号の改良をはじめとする国・県道の整備を促進していくとともに、これら幹線道路との連携や機能分担、山間部の利便性の向上等に留意しながら、市道の整備を計画的、効率的に進めます。

道路整備にあたっては、安全性の確保はもとより、防災面や福祉面、環境・景観面にも配慮した、環境と共生するうるおいのある道路空間づくりを進めます。

また、伊予鉄道高浜横河原線の利便性・快適性の向上及び路線バスの維持・確保を働きかけていくほか、高速バス利用者の利便性向上対策を推進します。

さらに、伊予鉄道高浜横河原線の川内地区への延伸や市内循環バスの運行など、新たな公共交通システムについての検討と、その実現化に向けた取り組みを進めます。

(6)情報化の推進

ＩＣＴ（情報通信技術）の高度利用による市民生活の質的向上と市全体の活性化に向け、民間事業者や関係機関との連携のもと、ケーブルテレビ網のエリア拡大と普及を促進していくとともに、これまでの取り組みを生かした行政内部のＩＣＴ環境の一層の充実、全市的な地域情報化の視点に立った多様な分野における情報ネットワークの整備を図り、電子自治体の構築及び市全体の情報化を進めます。

また、これらを安全かつ円滑に利用・運用するため、情報セキュリティ（安全・保護）対策及びＩＣＴに関する教育・研修を推進します。



■川内インターチェンジ

6 みんなでつくる協働・自立のまち

(1)人権尊重のまちづくりの推進

子どもや女性、高齢者、障害者等への差別や偏見、同和問題など、あらゆる人権問題に対する市民一人ひとりの理解を一層深め、すべての人が共に生きる人権尊重社会を築いていくため、様々な場を通じて人権教育や啓発活動を推進します。

(2)男女共同参画社会の形成

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野に参画することができるよう、男女共同参画計画に基づき、社会制度・慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識改革を進めていくとともに、政策・方針決定過程及び労働・雇用における男女共同参画の推進、あらゆる暴力の根絶に向けた環境整備を図り、男女共同参画社会の形成を進めます。

(3)地域コミュニティの育成

住民自治に基づく個性豊かな地域づくり、地域主導のまちづくりに向け、行政情報やコミュニティ情報の積極的な提供をはじめ、活動拠点となる集会所や分館等の施設整備及び地域住民による管理・運営の促進、地域リーダーの育成、さらには独自性のある活動や地域住民自らの手による地域計画づくりなどに対する支援の推進など、新時代のコミュニティ形成に向けた環境・条件整備を進めます。

(4)市民と行政との協働のまちづくりの推進

すべての分野において市民と行政とが一体となった協働のまちづくりが活発に行われるよう、市民参画・協働に関する指針づくりのもと、「広報とうおん」やホームページの充実・活用をはじめとする広報・広聴活動の一層の充実、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく情報公開の推進、まちづくりに関する学習機会の提供に努めます。

また、各種計画策定における委員の一般公募、ワークショップ（参加者が意見を出し合い問題解決する協働作業の場）、パブリックコメント（インターネット等を活用して住民の意見を募集する方法）の導入を進めるとともに、PFI（公共サービスの供給を民間主導



型で行う仕組み）や指定管理者制度（公共施設の管理運営を民間事業者も担えるようにする制度）の導入など公共施設の整備・管理等への市民及び民間の参画・協働を促進します。さらに、多様な市民団体やボランティア、NPO（民間非営利組織）の育成・支援に努めます。

(5)自立した自治体経営の推進

地方分権時代にふさわしい真に自立可能・持続可能な自治体経営の確立に向け、顧客主義、成果主義への転換など民間経営理念・手法を行政に取り入れた新たな公共経営確立の視点に立ち、行政評価を導入し、政策、施策、事業の計画・実施・評価・見直しのサイクルを構築していくとともに、行政改革大綱や集中改革プランをはじめとする各種指針に基づき、さらなる行政改革を計画的に推進します。また、行政改革と連動し、総合窓口の整備を図るなど、市民サービスの向上に努めます。

さらに、生活圏の一層の拡大や行政ニーズの多様化、広域化に対応し、周辺自治体と連携し、広域行政を推進します。

また、三位一体改革下における厳しい財政状況を十分に踏まえ、財政改革を行政改革と一緒に推進し、徹底的な経常的経費の節減・合理化や自主財源の確保を図るとともに、バランスシート（貸借対照表）や特別会計との連結決算などの財政分析・評価手法を積極的に導入しながら、財源の重点配分を図り、効率的な財政運営を推進します。

